

排出量取引の排出枠・負債の会計処理を再検討

ASBJ、実務対応専門委

去る4月20日、企業会計基準委員会では第176回実務対応専門委員会を開催した。

前回専門委員会（2026年2月20日号（No.1768））情報ダイジェスト参照）および第569回親委員会（2026年3月1日号（No.1769））情報ダイジェスト参照）に引き続き、排出量取引制度に係る会計上の取扱いについて審議が行われた。

主な審議内容は次のとおり。

また、4月22日開催の第575回親委員会でも同様のテーマについて審議された。

排出枠・負債の会計処理の再整理

(1) これまでの案

制度対象事業者の排出枠および負債の会計処理に関する審議において、無償割当の排出枠に関して、市場取引等を通じて購入した排出枠（購入した排出枠）と同様に資産を計上すべきかどうかについて、次の2案が示されていた。

（案1）無償割当の排出枠は、制

度対象事業者の排出枠の保有義務と一体として付与されるものであることから、資産を認識しない。

（案2）無償割当の排出枠は、市場取引での売却により換金可能であることから資産を認識するものの、無償で取得しているため、取得原価であるゼロで測定する。

(2) 今回の提案

今回、前回の案を踏まえ、会計処理についての次の3つのアプローチが示された。アプローチAは案1を、アプローチB-1、B-2は案2をもとにしている。

（アプローチA）

排出量が無償割当の排出枠を上回る場合は、無償割当の排出枠を閾値とした偶発債務（引当金）、下回る場合は偶発資産と考

（アプローチB-1）

排出量が無償割当の排出枠を上回る場合は、無償割当の排出枠を閾値とした偶発債務（引当

金）、下回る場合は、国から排出枠を取得する取引として償却義務が生じると考える。

（アプローチB-2）

排出量が無償割当の排出枠を上回る場合は、無償割当の排出枠を閾値とした偶発債務（引当金）、下回る場合は、排出枠の無償割当について政府補助金の考え方を適用し、無償割当の排出枠の償却義務が生じると考える。

(3) 今回の提案に係る事務局分析

これらのアプローチをもとに、制度対象事業者の排出枠および負債の会計処理についての事務局分析が示された。

① 排出目標の達成に関する損益

すべてのアプローチにおいて、排出量が無償割当の排出枠の量を下回ることが確実な時点で利益計上し、排出枠の量を上回る可能性が高い時点で費用計上する。

② 無償割当の排出枠

すべてのアプローチにおいて、売却時に損益に計上しない。アプローチAでは、権利と義務を組み合わせて取り扱い、資産に計上しない。アプローチB-1では、権利

と義務を別々に取り扱い、資産と負債を計上する。また、当初計上時はゼロで測定する。

アプローチB-2では、権利と義務を別々に取り扱い、資産と負債を計上する。また、当初計上時は時価で評価し、期末ごとの時価による再測定はしない。

③ 購入した排出枠

すべてのアプローチにおいて、売却時に損益に計上しない。アプローチAでは、排出量が無償割当の排出枠の量を上回る場合に備えた費用の前払いとし、減損処理をしない。

アプローチB-1、B-2では、排出量が無償割当の排出枠の量を上回る場合に備えた資産の取得とし、減損処理をしない。

専門委員・親委員会の意見

専門委員からは、「偶発資産と資産など勘定科目が異なるものはどう計上するか」、「全体として制度の整合が取れるようにすべきだ」といった意見や、補完資料として「仕訳や設例を加えた追加資料」を望む声も聞かれた。

第575回親委員会では、A、Bそれぞれのアプローチを支持する意見が聞かれた。

会計

金融資産の減損に関する「コメント対応、検討進む」

ASBJ、金融商品専門委

去る4月21日、企業会計基準委員会は第254回金融商品専門委員会を開催した。

主な審議事項については次のとおり。

また、4月22日開催の第575回親委員会でも同様のテーマが審議された。

金融資産の減損

金融資産の減損の公開草案に対するコメント対応において、第572回親委員会（2026

年4月1日号（No.1772）情報ダイジェスト）で示された個別検討事項のうち、「簡素化された予想信用損失の算定方法における信用リスクの著しい増大（SICR）の判定」について検討が行われた。

予想信用損失適用指針案では、期末において正常先に区分された内部信用等级に含まれる債務者に対する債権等について、債権等の発生の認識以降に

SICRを判定する場合として、要判定格付に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、原則として債権等の発生の認識以降にSICRとして取り扱うが、一定の場合には、債務者単位で債権等の発生の認識以降にSICRでないことと反証することができる。寄せられたコメントでは次の点に関する意見が聞かれた。

- (1) 前期末にその他要注意先に区分された債務者が当期末に正常先の要判定格付に区分された場合の反証方法の明確化
- (2) 当期末に正常先の要判定格付に区分された債務者について個別の債権等の単位で反証することができるよう求める

これらの意見を踏まえ、正常先の要判定格付に区分されている債務者に対する債権等について個別の債権等の単位で反証できる定めを設けることとし、予想信用損失適用指針案58項(2)を次のとおり修正する案を示した(下線部分が修正箇所)。

- (2) 要判定格付に区分された内部信用格付に含まれる債務者

に対する債権等については、原則として債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているものとして取り扱う。ただし、債権等の発生の認識以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づき、個別の債権等の単位で、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することができる。また、(略)。

また、前期末にその他要注意先以下に区分された債務者に関する反証方法に関して、結論の背景に記載する案も示された。専門委員からは、「銀行によっては現行実務上、債務者単位での管理が行われていることから、債務者単位での反証を認めたい」との意見が聞かれた。事務局は、「債務者に関する説明をするなかですべての債権がSICRなしと反証できる場合もあるのではないかと」ということを結論の背景に記載する」と回答した。

第575回親委員会では、賛成意見が多く聞かれた。

譲渡人がSPCである場合の金融資産の消滅範囲の明確化
2月27日に公表した「企業会

会計・監査・開示
※来し方行く末

連結財務諸表の特徴②
作成(4)

公認会計士
市川 育義

前回の続きとして、子会社判定基準の説明を行う(①は前回説明済み)。

- ① 議決権所有割合が50%超
- ② 議決権所有割合が40%以上50%以下かつ「支配が推測される一定の事実が存在」
- ③ 緊密な者等と合わせて議決権所有割合が50%超かつ「支配が推測される一定の事実が存在」

前記②と③が会計ビッグバン以降、形式的な持株基準から実質基準に切り替えられた改訂部分である。

まず②は議決権所有割合が過半数に至らないけれども、高い比率を維持しているなかで、たとえば、取締役会の構成員の過半数を占めていたり、資金調達の過半を融資していたりすることで、意思決定機関を実質支配しているケースを想定している。

このため、「議決権所有割合が40%以上50%以下」という要件だけでなく、「支配が推測される一定の事実が存在」という要件とあわせて判定することとされている。これに対して③は非常に「二つ」な基準(難解ともいえる)である。

る。②と③では、「議決権所有割合」と「一定の事実」の合わせ技で判定する点は共通するとしても、「議決権所有割合」の力ウントのしかたが異なっている。

②では、親会社による直接所有のみならず、いづれかを聞かずの子会社による間接所有を含み、全体で40%以上の所有割合を求めている。

これに対して③では、親会社による直接所有および子会社による間接所有にとどまらず、必ずしもいづれかを聞かずといえない緊密な者等(役員、関連会社等)による所有割合まで含めて判定するとしている。

しかも、「...合わせて議決権所有割合が50%超」としており、極端な話、緊密な者等のみが50%超所有している場合も子会社判定の可能性ありということになるため、適用範囲が広くなり、特にスタートアップにおいては実務上かなり警戒されている基準といえよう。

【その他の留意事項】
(a) 子会社判定基準の適用範囲
子会社は企業と定義されているが、判定基準の「企業」とは、会社および会社に準ずる事業体をいい、会社、組合その他これら

に準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む)を指すとされている(企業会計基準22号「連結財務諸表に関する会計基準」(連結会計基準)5項)。
(b) 子会社と判定されない企業
3つの具体的な判定基準は推定規定として位置づけられているため、財務上または営業上もしくは事業上の関係からみて、他の企業の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる企業については、子会社と判定されない(連結会計基準7項)。

計基準公開草案97号（企業会計基準10号の改正案）『金融商品に関する会計基準（案）』等についてのコメント対応が行われた。

「金融商品会計基準案において、一時的な資金提供を行う者は、特別目的会社（SPC）に対する投資者等には該当しない旨が記載されているが、この「一時的な資金提供」の考えを明確にしてほしい」とのコメントに対して、事務局は「個々の取引の実態に応じて『一時的な資金提供』かどうかを実質的に判断することになるため、特段の対応は行わない」とする等のコメント対応案を示した。

金融商品の分類と測定

第571回親委員会（2026年3月20日号（No.1771）情報ダイジェスト参照）にて優先的に検討を行うフェーズ1の項目として挙げられている金融資産の分類アプローチの一部である負債性金融資産と資本性金融資産との区分について、今回検討が行われた。

事務局は、負債と資本の区分に関するIFRS会計基準のアプローチは取り入れず、現行の金融商品会計基準等における金融商品の法的形態を基礎とする枠組みを維持する案を示した。

この場合、減損の公開草案において予想信用損失モデルの適用範囲に含まれていない次の金融資産について、IFRS会計基準における負債性金融商品として取り扱ってフェーズ1の検討を進める。

- (1) 債券のうち、敷金、将来返還される差入預託保証金（建設協力金および敷金を除く）、預託保証金であるゴルフ会員権
- (2) 満期保有目的の債券以外に区分される債券

- (3) 実務対応報告10号Q1に従い債券と同様に取り扱われる種類株式のうち、満期保有目的の債券に区分していない種類株式

専門委員からは、「金融商品の法的形態を基礎とする枠組みを維持する」というのは、金融商品全般に当てはめる方針か」との意見が聞かれ、事務局から「保有者側の金融資産についての取扱い」である旨を回答した。第575回親委員会では、事務局案に賛意が聞かれた。

金融

金融システム安定の陰に潜む2つの圧力

4月21日に公表された日本銀行の金融システムレポートでは、わが国の金融システムは全体として安定性を維持していると評価された。そのうえで日銀は、要旨で「金融機関が積極的な融資姿勢を維持し、金融仲介活動は円滑に行われている」とし、本文でも「金融機関の融資姿勢は、引き続き積極的である」

、「金融機関の貸出態度は、大企業からみても中小企業からみても緩和的である」として

る。もともと、企業の財務環境は、2つの要因で変わりつつある。

1つは金利上昇である。日銀の分析によれば、地方銀行の貸出先中小企業では、変動金利型貸出の適用金利が政策金利変更後におおむね0.4%程度上昇した企業が大半を占める。そのうえで、非債務超過あるいは営業黒字の企業では、金利上昇幅の違いによるデフォルト率の差は限定的である一方、営業赤字

経理用語の豆知識



セール・アンド・リースバック取引

売手である借手が資産を買手である貸手に譲渡し、売手である借手が買手である貸手から当該資産をリースする取引をいう。

リースバックが行われる場合であっても売手である借手による資産の譲渡が、①収益認識会計基準に従い、一定の期間にわたり充足される履行義務の充足によって行われるとき、②工事契約における収益を完全に履行義務を充足した時点で認識することを選択するときにはセール・アンド・リースバック取引には該当しない。セール・アンド・リースバック取引の会計処理は、①他の会計基準等に従うと売手である借手による資産の譲渡が損益を認識する売却に該当しない、②資産の譲渡が損益を認識する売却に該当するが、リースバックにより売手である借手が資産からもたらされる経済的利益のほとんどすべてを享受することができ、かつ、資産の使用に伴って生じるコストのほとんどすべてを負担することとなるときは、一体の取引とみて、金融取引として会計処理を行う。

内部統制監査における他の監査人の関与



監査人は、他の監査人の作業を利用するにあたっては、①他の監査人に対する、作業の指揮、監督およびその作業の査閲を通じて、他の監査人がわが国の内部統制監査基準に準拠して監査手続を実施しているかどうか、②これらの検討の結果、監査人自らが追加的な監査手続を実施する必要があるかどうか、を評価しなければならない。

監査人は、海外の監査人がわが国以外の内部統制監査基準に準拠して在外子会社等の内部統制監査を実施する場合と実質的に同等と監査人が判断できるときは、当該基準に準拠して実施された作業の結果を利用することができる。この場合、監査人は、わが国以外の内部統制のフレームワークに基づき内部統制監査を行っている場合には、質問書への回答の入手およびコミュニケーションの実施等を通じてわが国の内部統制の枠組み基準の要件を充足しているか等を評価する。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2026年 4月20日	監査基準報告書700実務ガイダンス3号「事業報告等と有価証券報告書の一体書類に含まれる財務諸表等に対する監査報告書に係る実務ガイダンス(2026年4月版)」	JICPA	金融担当大臣による有報の総会前開示に関する要請や、今後、上場会社が事業報告等と有報の一体書類を作成する可能性の高まりなどから、現行の法制度下における一体書類に対する監査報告書の文例について再度検討を行い、より実務的なガイダンスとして新たに取りまとめたもの。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20260420ifh.html
2026年 4月20日	有価証券報告書の定時株主総会前提出のための基準日変更に伴う監査及び期中レビュー契約書への影響について	JICPA	「望ましい」有報の総会前開示の実現のための選択肢の1つとして、上場会社が議決権行使の基準日を変更し、株主総会の開催日を後倒しするにあたり、基準日変更を行う場合の会計監査人の選任に係る影響ならびに監査および期中レビュー契約書の対応について、取りまとめたもの。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20260420abz.html
2026年 4月20日	中小事務所等施策調査会研究報告3号「会社法計算書類等に関する表示のチェックリスト」の改正	JICPA	監査事務所が、会社法に基づく計算書類およびその附属明細書の監査ならびに連結計算書類の監査において、その表示の確認を実施する際の参考に資するため、チェックリストの形式で取りまとめたもの。一般向けにも公表されており、計算書類等の作成者にとっても参考になる。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20260420deh.html
2026年 4月20日	中小事務所等施策調査会研究報告4号「有価証券報告書に関する表示のチェックリスト」の改正	JICPA	監査事務所が、金融商品取引法に基づく財務計算に関する書類の監査において、有報に含まれる連結財務諸表および財務諸表に関する表示の確認を実施する際の参考に資するため、チェックリストの形式で取りまとめたもの。一般向けにも公表されており、財務諸表等の作成者にとっても参考になる。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20260420dif.html

かつ債務超過の企業では、0.15%以上上昇した企業でデフォルト率が相対的に高い傾向だった。現時点で、金利負担増を直接の要因とする倒産は多くない。ただ、それでも財務内容の弱い企業から、金利上昇の影響が選別的に現れ始めている可能性は否定できない。

もう1つは原油価格である。中東情勢の緊迫化を背景に原油価格は上昇し、既往の原材料価格や人件費の上昇と相まって、企業収益や資金繰りを圧迫する要因となり得る。原油価格の上昇は、単に燃料コストを押し上げるだけではなく、サプライチェーンを通じて幅広く生産活動に影響を及ぼす余地がある。とりわけ、すでに収益余力の乏しい企業では、販売価格への転嫁が難しい場合、コスト増がそのまま利益圧迫につながりやすい。市場では、現時点で企業のデフォルト率に大きな変動はみられていない。ただ、金融システム全体の安定がそのまま企業財務の安定につながるわけではない。

今後、金利上昇とコスト高が重なる局面では、財務基盤の脆弱な企業を中心に企業間の選別が徐々に進む可能性は残っている。

証券

AI・半導体産業が株価指数の上昇をもたらす

4月12日、米・イラン停戦交渉が決裂したとき、世界の株価は堅調な動きをみせた。交渉決裂によってホルムズ海峡の封鎖問題は解消されず、原油情勢の悪化、各国経済へのダメージが懸念された。ところが、原油価格はなぜか上昇どころか、下落気味となった。原油価格のこの動きが株価を押し上げる働きをしたのである。主要国の株価指数はさらに株価上昇の勢いに乗って、過去最高値を更新するものが少なくなかった。

こうした株価指数は、AIソフト、AI関連半導体、その関連産業などが株価指数の構成上、大きなウェイトを占めている。そのような産業では個別企業の急成長が続き、株価急騰が目立つ。このため、原油価格上昇で収益が悪化し、株価低迷に苦しむ企業があっても株価指数としては上昇することができる。

一方、同じ国の株価指数であっても、同じ国の半導体産業のウェイトが低い株価指数は株価上昇率が相対的に低くなる。米国はナスダック、S&P500が史上最高値を更新したが、NYダウはそうではない。日本では日経平均が史上最高値を更新したが、TOPIXはまだ更新には至らない。米国はAIソフト、AI半導体企業がひしめいているが、日本はそれらの関連産業・企業が中心となっている。それでも、日本勢の成長はめざましく、世界市場での存在感は確かなものがある。しかし、今回の株価指数がAI・半導体類みのものであることは、高い株価指数の地盤はそれほど強固なものではないといえる。原油情勢は乗り越えられたとしても、もしAI・半導体産業が揺らぐような事態に陥れば、高株価はひとたまりもない。

4月22日現在、米・イランの2回目の停戦交渉が提起されている。仮に、停戦交渉が開かれても成果が上がる見通しはないように思われる。ただ、どうなっても株価には関係がないといつてもよいかどうか、地盤の弱い株価はささいなことでも方向が変わり得る可能性があることを忘れてはならない。